解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

島根県浜田市殿町一番地
財団法人佐々田奉公会
代表清算人　宇津　徹男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

広島県呉市中央六丁目二番九号
社団法人呉市友会
清算人　前田　明則

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年三月二十九日総務大臣及び国土交通大臣の認可により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

広島市中区国泰寺町一丁目四番一五号
広島市土地開発公社
代表清算人　堀内　雅晴

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

香川県小豆郡土庄町大部甲五二三番地
職業訓練法人小豆島洋裁職業訓練協会
清算人　米倉　勝久

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

高知県高知市愛宕町一丁目一〇番八号
財団法人土佐婦人会
清算人　濱川　總子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月十五日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

福岡県筑後市大字常用九二二番地の二
宗教法人法照寺
清算人　田中　潮佑

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

熊本県山鹿市山鹿四三八番地猿渡一巳司法書士事務所内
財団法人熊本県社会文化会館
代表清算人　猿渡　一巳

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

宮城県石巻市貞山三丁目四番一号
財団法人宮城県石巻好文館高等学校後援会
代表清算人　米谷　慶記

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年三月六日秋田県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

秋田県湯沢市佐竹町一番一号
湯沢市土地開発公社
清算人　阿部　賢一

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

栃木県宇都宮市若草一丁目一〇番六号
財団法人栃木県知的障害者育成会
清算人　谷田貝好岡

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

千葉県松戸市南花島四丁目六三番地の五
財団法人松戸市都市整備公社
清算人　栁澤　勝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十二日開催の臨時総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

神奈川県川崎市川崎区渡田新町三丁目二番地八号
社団法人神奈川県労働教育福祉センター
代表清算人　岡元　茂樹

解散公告（第三回）

当法人は、総会の決議により平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

神奈川県横須賀市長井二丁目二番三号
社団法人長井婦人会
代表清算人　宮田　丈乃

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年三月二十九日長野県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十五年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

長野県上水内郡飯綱町大字牟礼二七九五番地の一
飯綱町土地開発公社
清算人　牧野孝一郎

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十五年一月十一日岐阜県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

岐阜県可児市広見一丁目一番地
清算法人帷子土地改良区
代表清算人　澤野　隆司

第２期中間決算広告

平成25年4月17日

東京都中央区湊１丁目８番12号
Red Eagle Fund 投資事業有限責任組合
無限責任組合員
株式会社Rot Adler Asset Management
代表取締役社長　中村　章

貸借対照表の要旨（平成25年2月28日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	投資資産	14,895
	余裕金	24
	その他資産	5,567
	合計	20,486
負債の部	流動負債	7,725
	固定負債	30,995
	受入出資金	14,714
	繰越累計損失	△8,490
	当期純利益	△24,457
	分配金累計額	0
	合計	20,486